

広島市規則第 2 5 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
の一部を改正する規則

広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1
6 年広島市規則第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「第 2 2 条」を「第 2 7 条」に改める。

別表第 1 広島市情報公開条例（平成 1 3 年広島市条例第 6 号）の項の次
に次のように加える。

広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例（令和 7 年 広島市条例第 1 1 号）及び広島 市指定地域共同活動団体の指定 等に関する条例施行規則（令和 7 年広島市規則第 2 8 号）	広島市指定地域共同活動団体の指定 等に関する条例第 5 条第 1 項及び広 島市指定地域共同活動団体の指定等 に関する条例施行規則第 3 条第 1 項
広島市指定地域共同活動団体の 指定等に関する条例施行規則	第 3 条第 3 項及び第 4 項並びに第 4 条第 2 項及び第 3 項

別表第 1 広島市美容師法施行条例施行規則（平成 2 5 年広島市規則第 9 号）の項の次に次のように加える。

広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則（昭和 6 0 年広島市規則第 1 0 6 号）	第 2 1 条
--	---------

別表第 3 広島市報発行規則（昭和 5 5 年広島市規則第 3 2 号）の項を次のように改める。

広島市補助金等交付規則（昭和 3 6 年広島市規則第 5 8 号）	第 4 条、第 1 2 条第 1 項及び第 1 5 条第 1 項（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）
-----------------------------------	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 広島市情報公開条例（平成 1 3 年広島市条例第 6 号）の項の次に 2 項を加える改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。